

## 申請に対する処分

処 分 名	市営住宅入居の承継承認
根 拠 法 令	奄美市営住宅等管理条例第 1 3 条
所 管 課	建設部建築住宅課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人

入居名義人の同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む。）及び高齢者，障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者

#### (2) 申請の方法

「入居承継承認申請書」に必要書類を添付し，市長に提出する。

#### (3) 承認の要件

入居承継に係る承認の厳格化について（平成 1 7 年 1 2 月 2 6 日付国住第 1 3 9 号）及び「高齢者，障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者の定義等について」に該当する者

### 2 標準処理期間

1 4 日